

令和2年度 島根県原子力安全顧問会議（第1回避難対策小会議）

日 時 令和2年12月24日（木）

13：30～15：00

場 所 島根県職員会館健康教育室  
（テレビ会議）

○田中GL 失礼いたします。それでは定刻になりましたので、これより第1回目の避難対策小会議を始めさせていただきます。

本日、司会を務めさせていただきます島根県原子力安全対策課の田中と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

この避難対策小会議におきましても、他の小会議と同様に新型コロナウイルスの感染防止対策といたしまして、テレビ会議により開催させていただいております。この島根県庁側の会場のほうになりますけれども、テレビ会議の様子を報道機関の皆様にご公開しております。この点を御承知おきいただきたいと思います。

それでは初めに、島根県防災部の原子力安全担当の次長をしております森本のほうから一言御挨拶を申し上げます。

○森本次長 島根県防災部次長をしております森本と申します。よろしくお願いいたします。

顧問の先生方におかれましては、本日は大変お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。また、関谷顧問におかれましては9月に委嘱させていただき、今回が初めての顧問会議への参加となります。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、島根県の顧問会議につきましては、今年度から、顧問の方々からより詳細な助言、御意見をお聞きしていくために、全ての顧問の皆様をメンバーとする全体の会議に加えまして、自然災害対策、原子炉施設の安全対策、避難対策の3つの小会議を設けることとしました。既に自然災害の小会議は6月から、それから原子炉施設の安全対策の小会議は10月から、おおむね2か月に1回の頻度で開催をしております。今回、この避難対策の小会議につきましては、今月から開始することといたしました。

今回、第1回となりますけれども、今回は島根県の原子力防災の概要について御説明させていただいた後、顧問の先生方から特に確認が必要な事項等について御意見をいただく予定としております。顧問の先生方におかれましては、様々な角度から忌憚のない御発言

をいただければと思っております。

それでは、よろしくお願いいたします。

○田中GL そうしますと、御説明に入る前に、皆様に郵送でお手元にお届けしております配付資料の確認をさせていただきます。まず、お手元に次第があると思います。次第に続きまして出席者名簿、それから資料1としまして、この原子力安全顧問会議の進め方の概要を付けております。それから資料2が、これは冊子物になりますけれども、「しまねの原子力2020」という冊子になります。それから資料の3としまして、この避難対策小会議の進め方というものが資料としてあると思います。それから資料の3の別紙、これは後ほど詳しく説明をさせていただきたいと思います。資料の構成は以上となります。本日は、片桐顧問、関谷顧問、野口顧問、3名の先生方にテレビ会議システムで御参加いただいております。

本日の議事の進め方について、まず次第のほうに目を置いていただけますでしょうか。こちらに沿って説明したいと思っております。

まず、次第の3. になりますけれども、開催趣旨の説明につきましては、初めに顧問会議全体の進め方といったことについて、全般的な事項ということで御説明させていただきます。その後、4. になりますけれども、島根の原子力防災の概要としまして、県の原子力防災対策、これもまた後ほど島根県のほうから御説明させていただきたいと思っております。先ほどの冊子「しまねの原子力」というものになります。それから原子力防災対策の説明を終えた後に、5. の議題になりますけれども、会議の進め方という部分があります。こちらのほうで今後の会議の進め方を、小会議の大まかな進め方というものをお伝えしたいと思っております。

それから最後に、今後の議論をしていただく議論のテーマについての御説明をさせていただきたいと思っております。以上の説明が終わった後に、この小会議での先生方の御意見、顧問の先生方からの御意見をいただき、最後の時間にしたいと思っております。それから、最後に時間があれば、全体を通した質疑も可能であればやっていきたいと思っております。

それでは、議事を進めさせていただきたいと思っておりますけれども、ほかの小会議で、先行した小会議におきましてですけれども、会議の途中でハウリングが発生して音声聞き取りにくい状態というのが何回か発生しております。これを防ぐために、この対策としまして発言される時以外はマイクをオフにさせていただきたいと思っております。この点、御協力をお願いしたいと思います。

それでは、お手元に資料1を御準備いただきまして、まず次第3. について、島根県から御説明させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○河野企画員 島根県の河野です。私から、今後の顧問会議全般の進め方をまず御説明いたします。資料1を御覧ください。

まずは、現段階である手順①で、3つの小会議ごとにそれぞれ論点を立て、内容を確認していきます。既に開始しています自然災害対策と原子炉施設の安全対策の小会議では、主に原子力規制委員会の審査項目について事業者である中国電力に説明を求め、その内容を確認しています。規制委員会の審査では扱われないこの避難対策小会議では、若干先の2つの小会議とは進め方に違いがあるかと思いますが、詳細は後ほど次第5. のところで説明いたします。

手順②以降につきましては、これは島根原発2号機の設置変更許可が出た後のこととなります。設置変更許可後、全体会議の場で、国から審査結果等について説明を聞くこととしております。設置変更許可後、それで国から説明を受けた後、手順③、④としまして国に確認する項目がある場合には国に照会し、国の回答を確認することとしております。最後に手順⑤となりますが、全体会議で顧問の方々から最終的な助言、意見をいただき、意見集としても公表する予定です。なお、全体会議の場では、各小会議での内容を共有することとしております。説明は以上となります。

○田中GL そうすると、次第の3. につきましては、誠に簡単ではありましたがここまでといたしまして、続きまして、4. の原子力防災の概要の説明に移ってまいりたいと思います。資料2をお手元に御準備いただければと思います。よろしく願いいたします。

○佐藤室長 お世話になっております。島根県原子力安全対策課原子力防災対策室長の佐藤です。今日は顧問会議に参加いただきましてありがとうございます。

私のほうからは「しまねの原子力2020」、これによって島根県の原子力防災対策の概要、取組を御説明させていただきます。説明の際に、県の取組の前提となる国の指針、あるいは福島第一原子力発電所事故の教訓など、先生方も十分御承知されてる事項も含んで説明をさせていただきますので、その点御容赦ください。

早速ですけれども、79ページのほうをお開きください。こちらに福島第一原子力発電所事故の避難の教訓というふうに書かせていただいております。内容は先ほど申し上げたとおり先生方御存じのことだと思っておりますけれども、読ませていただきますと、福島

第一原子力発電所事故が起こってからの避難について、次のような問題があったというふうにされていますということで、教訓を何点か上げております。一つは、住民の避難や屋内退避の範囲が原子力防災対策を重点的に充実すべきとされていた区域、8～10 kmですけれども、これを超える範囲に拡大をしたと。そして2つ目ですけれども、事故の進展に応じて、避難指示区域が半径2 km、それから3 km、10 km、20 kmと数回変更されたことによって、避難先を複数回移動する避難者が発生をして避難者の負担が増大をしたと。そして3つ目、広範囲の住民の避難が必要になったと。ただし、避難先をあらかじめ決めていなかったために最寄りの施設に避難者が集中をしてしまったと。さらに、避難ルートがあらかじめ決めていなかったため幹線道路が渋滞をしたと。さらには、輸送用のバスなど避難手段の確保に苦慮をしたと。そしてスクリーニング検査場所を設定していなかった。こういったことがあって非常に避難に混乱が発生をしたと。そして、最後から2番目のところですが、病院の入院患者さん、それから社会福祉施設の入所者さん、これが体調などを考慮しなかったり、あるいはあらかじめ避難先を確保していなかったり、車両を確保しないまま避難をしたり、そういったことのために避難先で不幸にも亡くなる方がいらしたと。そして最後ですが、事故発生の初期段階において、モニタリング機器の故障や不足によって、各地域の放射線の量が把握できなかった。これによって適切な避難先の指示ができない事態が発生をしたというふうに整理をさせていただいております。

そして、次のページです。80ページ、こうした教訓を踏まえまして、次は県の話ですが、平成25年の2月ですが、島根県の地域防災計画を、これを大きく改定をしております。その中で原子力災害対策重点区域、これを拡大しましたということを(2)で書いております。5 km圏、予防的防護措置を準備する区域、PAZ、それから、5～30 km圏、緊急防護措置を準備する区域、UPZというふうに書いております。具体的に言うと下に地図を上げております。この地図の中の中心点、赤色のポツが、これが実際の島根原子力発電所になります。そして、その周りを覆う最初の円、青色に網かけがしてありますけれども、ここが5 km圏です。そして、さらにその外側の円が、これは30 kmのラインになっておりまして、グレーで着色をしたところが5～30 km圏ということになります。

隣の81ページを見ていただきたいのですが、参考で、圏域内の人口等の状況ということで、ページの下の方に表を入れております。これが一つ、島根地域の特徴ですが、

人口、鳥取県も含めてPAZとUPZを足すと46万2,760人です。これは平成30年12月末時点の人口になります。そして、島根県だけにしますと、PAZ、5km圏の9,960人、それからUPZの38万893人、これを足すと39万853人になると、世帯数で言うと15万9,538世帯と。これ参考に言うと、島根県内の人口、若干、時点は異なりますけれども、令和2年の1月1日現在で言いますと約67万9,000人です。ですので、それに対して38万人、おおむね39万人というのはどれだけの比率かというと、約6割、57%程度なんですけれども、それぐらいの方が集中をしているところに原子力発電所が立地をしているということが、一つ特徴になります。

そして次に、同じく81ページの(3)番目、避難等の考え方、いわゆる段階的避難の話です。これは国の仕組みも含めて、今後の議論に参考になるかと思えます。あえて説明をします。国の指針の原子力災害対策指針では、ここに書いてあるとおりなんですけど、原子力災害時の避難等は、原発から近い5km圏においては、原子力施設の状況に応じて放射性物質放出前からあらかじめ避難を行うと。この表で言うと警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態、これは右側に行って事態が進展をしていく。上下段で5km圏のここから30km圏分けておりますけれども、まず原子力発電所に近い5km圏は、施設敷地緊急事態になった段階で、避難行動要支援者の方は避難をする。もしくは準備が整わない段階で避難すると健康を害する方、この方々は放射線防護対策を施してある施設の中で屋内退避をするという整理です。そして、全面緊急事態になった時点、この段階で5km圏の一般住民の皆さんは避難をする。そして安定ヨウ素剤の服用と。そうしたときに、5～30km圏の方々は屋内退避をしていただく。そして、放射性物質放出後、放射線量を測定するモニタリングを実施して、空間放射線量率が基準値以上の区域に対して避難指示が出た後、ここの5～30km圏の住民の皆さんは避難をすると、指示が出たところで避難をするという仕組みを書いております。島根県でもこの国の指針に基づきまして、島根県の地域防災計画という計画の中に具体的な対応を定めているというところであります。

さらに、ページを進みますと84ページになります。次は、住民の広域避難の話を書いております。先ほど、避難先が定まらない、それから避難ルートが決まらないままというような福島教訓の話をしていただきました。そうした教訓を踏まえまして、島根県においては平成24年の11月ですけれども、島根県広域避難計画を策定しております。この中で、あらかじめ避難先を定め、避難ルートというのを定めております。具体的に言うと下に図面を入れておりますけれども、原子力発電所が立地するところに人口が集中をし

て、かつ県内でいうと西側のところが外れるんですけれども、そこにもともと施設があまりなかったり、人が住んでいなかったりという状況もありまして、今のあらかじめ避難先を定めた際に、避難先が県内だけでは収まらない。これを広島県、岡山県、県境をまたいだところに避難をする、これも島根地域の一つの特徴になっております。そして、下で人数を上げておりますけれども、島根県内に避難する方が、これは松江市と出雲市の方、出雲市の一部の方は実は同じ出雲市内に避難をしていくということになるんですけれども、こうした方々が12万1,000人いらっしゃいます。そして、広島県内に避難、避難先をあらかじめ決めた方が、これが松江市、出雲市、雲南市の皆さんで、計17万2,000人。岡山県は松江市と雲南市の方、そういった住民の方々の避難先として9万8,000人を確保しているということです。これは、例えば39万人の方が一斉に避難するという場合というのは、実はあまり考えられないかなと思いつつも、想定としてはやはり一斉避難も場合によっては生じるということで、それぞれ避難先を確保するというので対応しております。

続いて、85ページですけれども、次は避難方法の話で、避難手段と避難ルートのことを書いております。避難手段につきましては、多くの住民の方が自家用車により避難することを想定しております。別のページに書いておりますけれども、平成27年度にアンケート調査、UPZでしてございまして、その際、おおむね9割の方が自家用車で避難するという傾向値が出てございまして、それに基づき1割の方はバス避難、残りの9割は自家用車で避難をするという想定を立てております。そして自家用車避難が困難な方はその10%ですけれども、県が手配するバス等により避難を実施するという想定でおります。そして②で避難ルートを入れておりますが、ここも実際に避難するときに渋滞が生じたりとかはしないように、最初のポツですけれども、地区ごとにあらかじめ幹線を中心に避難ルートを設定すると、それから、これは複合災害のところでも意見を交換することになると思っておりますけれども、地震等によってあらかじめ定めたルートが使用できない場合、これに備えまして必ず複数ルートを避難ルートとして設定をするということで、あらかじめの避難ルートを設けております。下に、主な避難経路という絵を入れております。

そして、少し飛びますけれども、87ページに次は避難行動要支援者の避難ということで、避難するのに介助等が必要な方について記載をしております。まず、下の表を見ていただきたいんですけれども、5km圏、PAZは1,757人という人数が入っております。そして、あとUPZ、5～30km圏、ここが4万3,129人という人数が入って

おります。これは上に説明入れておりますが、避難行動要支援者のうち在宅の避難行動要支援者の状況については、災対法49条の10で、各市町村がつくられる避難行動要支援者名簿、これによって把握をした数字になっております。さらに、病院・有床診療所入院患者、それから社会福祉施設に入所されている方、これは平成27年度に実施をした実態調査の数字がここに反映されております。

そして、こうした方々の避難についてですけれども、これ実は冒頭81ページの記載を説明した際と重複してしまうんですけれども、5km圏については避難行動要支援者は警戒事態の段階で避難の準備をすると、そして施設敷地緊急事態の段階で避難を行うと。そして、これも重複になりますけれども、準備が整うまで、避難の実施により健康を害する方がいらっしゃれば、そういった方々は放射線防護対策が施された設備のほうで屋内退避をしていくということでありまして。一方のUPZ、5～30km圏ですけれども、避難行動要支援者の方は一般住民の方と同様に、全面緊急事態の段階で屋内退避を行って、放射性物質放出後に空間放射線量率を測定した後に、基準値、これを越えた地区では、OIL2の場合ですけれども、1週間程度で一時移転等を行っていくという考えです。これもこういった形で広域避難計画を整備しております。

そして、関連しまして、めくって89ページのところで、先ほど来、準備が整うまで放射線防護対策が施された施設で屋内退避という話をさせていただきました。この89ページの④、下のほうですけれども、今、放射線防護対策が施された施設の状況を書いております。④即時の避難等が困難な方の屋内退避ということ、避難または一時移転することによって健康リスクが高まる方、こういった方は無理な避難を行わずに、放射線防護機能を付加した施設で屋内退避をしながら適切な搬送体制の確保を待って避難をするという考えを記載しております。

その施設数の状況です。これは、5km圏、5～30km圏、それぞれ合計すると19施設、既に整備をしております、最後に入れておりますけれども、国の補助対象になる施設については全て整備を終えたところになります。実施をしたところが入所社会福祉施設と医療施設になっておりますけれども、在宅の方についても、このうち医療福祉センター1か所と、それから特別養護老人ホーム1か所、それからさらに松江市の消防本部ですけれども、そういったところで在宅の方も受け入れられるようなスペースを確保して実施をしているということでございます。

そして、91ページ、おめくりください。それで、こちらのほうには移動手段の話を書

いております。実際にそうした避難行動要支援者の方、介助等が必要な方が避難する際に、バスで避難できればもちろんバス、それから、そうではなくて車椅子、あるいはストレッチャー用車両、いわゆる福祉車両と言われている車両、特別な車両が必要になってくるという場合を想定しております。当然、施設が所有をしているその車両で対応できればそれでいいんですけども、なかなかそうはいつでも難しい場面もありますので、この91ページの②と③で上げております。

まず②ですけれども、中国5県のバス協会、タクシー協会と協定を平成29年度に結んでおります。まず、タクシー協会については、災害が発生した際に、車椅子用車両、ストレッチャー用車両、これを使って避難に援助をお願いしますというような形で協定を結んでおります。バスも同様です。災害時に島根県だと鳥取県除きで、中国地方4県のバス会社さんから来ていただくというような仕組みはここでつくっております。

そしてそうした条件を整えながら、若干戻って88ページになりますが、じゃあ実際にそういった状況、条件を使いながらどういうふうに逃げていただくか。これは島根県では病院、それから診療所、それから社会福祉施設、それからここでは学校のことも書いております。教育施設、保育所、ここで安全な避難等を行うため、あらかじめ対応すべき事項というのをガイドラインにまとめました。そして、そのガイドラインを使って、各施設では計画をつくるというお願いをしております。そして、その計画の策定状況は上の表になっております。これは平成31年の1月1日現在で、100%には今なってはおりませんが、下に書いてあるとおりで、2段目ですけれども、避難時の対応、これは自然災害時と共通する部分も多いと、それから原子力災害特有の事柄はガイドラインで具体的に明らかにさせていただいているということで、それによって計画がなくても対応できるというふうには思っております。ただ、円滑な避難をしていただくためには各施設の御理解も当然必要だと思っておりますので、引き続きそういった方々への説明と計画策定を呼びかけていきたいというふうに今取り組んでいるところです。

そして、次ですけれども、若干飛びまして93ページをお願いします。ここで幾つかポイントとしている話を説明させていただきます。一つは、先ほどの段階的避難に関連してありますけれども、屋内退避ということ項目として設けて書いております。下のところで②で、段階的避難と屋内退避に関する住民理解というふうに書いてありますが、令和元年度、昨年度ですけれども、国の総合防と一緒に原子力防災訓練を実施しております。その際、住民アンケートをしております、屋内退避について、約6割の方が指示に従って

屋内退避をするというふうにお答えになっております。もう少しこれを具体的に言うと、書いてはおりませんが、選挙人名簿から4市で1,000人、無作為で抽出をして、郵送によるアンケート調査を実施しております。さらに、そのアンケートの中で住所地も聞いておまして、まずは松江市のPAZにかかる地区にお住まいの方、松江市内についてはそれ以外の方、出雲市、安来市、雲南市という形でアンケートを取って、先ほどの指示に従うか従わないかで返ってきた答えは、松江市のPAZ以外ですと379名の方が御回答していただいております。そのうち指示に従い屋内退避をしますよと言っておられるのが229人で60.4%。そして、別の選択肢ですけれども、指示に従い屋内退避するのではなくて自分は今避難するよと言っておられる方が12.9%、49人。そして、分からないという方が92人、24.3%。未回答の方が9名で2.4%、こういった結果になっております。

こういったアンケート結果を踏まえまして、まずは、やはり事前にどうやって普及啓発をして理解を進めていくかということで、②のところを書いておりますけれども、避難方法や屋内退避の有効性等について、平素から広報誌、県では各戸配布の「アトム広場」という広報誌を発行しておまして、そういったものとか、それから原子力講演会、それからその他の施設見学会のようなものを開催して、平時の広報活動を実施して理解を深めるということをしております。

ただ、恐らく、そういった事前の広報活動の結果がこのアンケート結果だというふうに理解をしておまして、であれば平時の広報に加えて、原子力災害が発生したいわゆる発災時の対応、発災時にどうやって情報をよりよく伝えていくかという取組もやはり必要ではないかという考えの下、今、今年度ですけれども、これはもちろん後ほど説明しますが、通常やる緊急時の広報に加えて、インターネット、スマートフォンを活用して避難指示であるとか、あるいは避難ルートをそこで即時に分かるような形で、今のところ仮称ですけれども、避難ルートマップというものを今年度、今、作りつつあるところです。恐らく3月末ぐらいにはお披露目できるかなというふうに思っております。

そして、110ページのほう、若干ページが飛びますけれども、関連して、じゃあ原子力災害が発生したときの広報、住民の皆さんに大事な指示等をどう伝えていくかということもここに記載をしております。一つは、ここ数年、訓練で取り組んでおりますけれども、緊急速報メール、エリアメール、携帯電話やスマートフォンを持っていればキャリアに限らず指示がここに入ってくるというものと、それから防災メール、これは登録が必要で

けれども、登録者に対して情報を伝えていく。それから今、松江市さんの画像がついていきますけれども、公式のツイッターですね、ツイッターでお知らせをする。あるいはケーブルテレビ、コミュニティーチャンネル、こういったものでお伝えする。それから、当然ですけれども防災行政無線、広報車、テレビもラジオもない方も当然いらっしゃいますので、そうした広報車で広報をやっていくということもやります。

それから②で、テレビ、ラジオ等を通じた情報提供というふうに書いておりますけれども、今年度実施をした原子力防災訓練の中で、通常、原子力災害に限らず、災害時の住民の皆さんに伝えるためのマスコミとの報道協定のようなものがあります。そうした放送協定に基づいて、テレビ、ラジオで指示を伝えると。今年の訓練の中では、避難ルートがこう変わった、こういうルートになりましたというようなことをテレビ等で放送していただくような形で、通信連絡訓練のほうを実施しました。いずれにしても、先ほどの段階的避難、あるいは屋内退避、指示を正確に伝えるためには、従来の平時の普及啓発に加えて、災害が起こったときにどうその情報を伝えていくかということも考えながら取り組んでいきたいというふうに、今やっているところでございます。

そして、少し戻ってしまいますけれども、95ページ、渋滞対策について書いております。渋滞対策、これも先ほどの広報のときの話と似ているんですけども、事前対策と、それから災害発生時の対策というのを2つ入れております。

事前対策としては、アとして避難ルートの設定時にある程度それを加味した形でルート設定をしているということでございます。一つは、地震等によりあらかじめ定めた避難ルートが使用できない場合等に備えて、避難方面別にあらかじめ複数の避難ルートを設けているということ。それから高速自動車国道等、3つ目のポツですけれども、松江市内から外側に向かう片側路線を避難ルートとして、内側は緊急交通路として空けておく。それから、その次のポツですけれども、大橋川、島根地域の島根原発は島根県松江市の北側にあって、松江市内というのは間に宍道湖という湖と大橋川という川で南北が大きく分かれています。ですので、西側に避難しようと思うと、そのまま宍道湖の北部の道路を使っていくということもあるんですが、そうではなくて、宍道湖、大橋川をまたいで南側のルートを使って逃げるということもあるかと思っています。

その大きく分けると2つの主要なルートがあるんですが、ただし、やはり今、大橋川を渡る大きな橋で4つ架橋があるんですけども、いずれも橋のところというのは渋滞がしやすいということになります。ですので、大きな橋、松江大橋という橋は実は避難ルート

には設定をしていません。要するに、かなり渋滞が発生しやすいということを警察のほうと協議をしながら外しました。そして、その他の橋についても、基本は限られた地区のみが使われる形にしております。具体的に言うと、この県庁周辺の城北、城西、城東という3地区のみが橋を渡って避難をするという形であらかじめ避難ルートは設定をしています。

そして、それが事前の対策なんですけれども、②でこちらも災害時の対応ということを入れております。やはりそうはいつでも適切に誘導していく必要があるということで、県警本部のほうで誘導計画というのをつくって、適切に主要交差点に警察官が立って誘導するというので補完をするということをやります。そして、さらには今、島根県警で取り組んでいる信号機の遠隔操作による一斉制御ということもやっております。例えば、幹線道路の信号機を一斉に青色にして、あるいは一斉に赤色にして、これを遠隔操作でできるようにしております。これによって、側道からの流入をある程度抑えて、幹線道路がしっかりと通る、そういったこともできるように、今やりつつあるところになっております。そうした対策をやりながら渋滞対策というのを取っていくということでもあります。

そして、次の96ページに行きます。こちらは複合災害への対応ということで、ここは後ほど説明しますが、テーマを設けて今後ある程度深掘りをしていきたいなと思っております。今はこの「しまねの原子力」で、若干表面的な説明になるかもしれませんが、一つは、複合災害の対応ということで、ここには書いてございませんけれども、今年度、原子力防災訓練を実施した際に、松江市で震度6弱の地震、このときは地震想定でした。地震が発生をしたことを想定して訓練を実施しております。その際、地震によって自宅が倒壊をしたりとかして自宅で屋内退避ができなかった場合、そのとき、今年度住民参加がコロナ関係でできなかったんですけれども、手順確認で、こういった形で住民の皆さんにお伝えをするというような訓練の実施をしました。そしてルートの話で、地震によってあるルートが落石、のり面崩壊を想定したんですけれども、通行ができなくなった、しかも道路啓開するのに時間がかかってこれはかなり難しいということで、他のルートを設定して逃げていただくという、これも住民の皆さん今回参加できなかったんですけれども、手順確認を行いました。それから、住民の皆さんにお伝えするための、先ほど説明しましたけれども、放送協定に基づくお知らせという形で、住民の皆さんにどう伝えるんだというような訓練を**本年度**やらせていただきました。ただ、そうした具体的な対応を、今は訓練の中でやっている、計画自体は非常に標準的なものを定めているところになってお

ります。

その考えですけれども、97ページのところにその基本的な考えということを書いております。まず、①の基本的な考え方のイですけれども、応急対策を組み合わせる実施と。複合災害が発生した場合には、あらかじめ災害の種類ごとに定めた応急対策、これを状況に応じて、県・市の災害対策本部で、国と連携をしながら調整をして実施をするというふうに書いております。そして、アのほうに戻ると、自然災害に対する避難行動を原子力災害に対する避難行動よりも、直接的に人命のリスクがあれば人命の安全を最優先とすると、これが原則です。下に、シーソーのようなものを描かしてもらっていますが、自然災害による命の危険と、それから原子力災害によるリスクということを2つシーソーに乗せています。これが、人の直接的なリスクに、例えば大雨とかあるいは地震とかでこのリスクが高まれば、本来逃げる、原子力のルールであれば避難ということなんですが、引き続き安全な場所で屋内退避をしていただくということもあるでしょうし、逆に屋内退避というルールのところを、これはやはり命に関わることなので逃げていただくこともあるだろうということで、これはそういった人命の安全確保、これを第一と考えて判断をして指示を出していくという考え方になっております。

そして、96ページの⑤番ですけれども、我々島根県内だけではなくて、岡山、広島、それから島根県内でも30キロより外側ですけれども、そうしたところで災害が起こって避難の受入れが困難になるということもあるのではないかとこの考えもあります。その際は、まずは受入先の市町村に受入れしていただけるかどうかの確認をした上で、難しければ、予備的な避難先というのを設けております。鳥取県内のほうなんですけれども、そこを活用するとか、あるいはそこも被災をしてなかなか対応が難しいということであれば、これはもう国と連携をしながら、災害時の広域避難の協定をもう少し広い範囲で、自然災害時の対応も含めてですけれどもしておりますので、そうしたものも活用しながら、広域に避難をしていくということも考えております。

そして、少しページが飛びますけれども、111ページです。今回、小会議の名称が避難対策小会議ということで、避難という言葉を使っておりますけれども、言葉の狭い意味での避難対策というふうには考えておりません。まさに災害時の住民の安全をどういうふうに確保していくかというところで、広く捉えて御意見をいただければなというふうに思っております、そのために国や自治体の体制面、これをどうしていくかということでも御意見をいただきたいなというふうに我々考えております。

状況を今、111ページに、若干ですけれども整理しております、まずは、この原子力災害対策応急体制の①ですけれども、関係機関相互の連絡体制ということで、国、県、市、それから電力事業者、それから避難先自治体間の連絡方法等、これはあらかじめ地域防災計画や広域避難計画等で定めて、毎年、訓練を実施しているということです。これは、どういった体制を災害時に取っていくかということを決めた上で訓練を実施していくということです。

③で、国、県、市の体制をここで記載をしております。国、県、市等は、それぞれの機関において、あらかじめ非常参集職員の名簿、あるいは参集基準等を策定して、非常時の体制を整備するというふうに記載をしております。その上で、国と県、市がどういう体制を取っていくかというのが、この表になっておまして、まず警戒事態では、原子力事故警戒本部というのは官邸等である。そして、現地では、原子力事故現地警戒本部というのが立ち上がる。立ち上がる場所は、今、我々がいる県職員会館の隣に島根県原子力防災センターというのがあって、そこに設けられることになっております。そして、施設敷地緊急事態になった際は、中央では原子力事故対策本部が設けられます。そして、現地には原子力事故現地対策本部、これも同じく島根県原子力防災センターの中に設けられて、かつ県、市においても災害対策本部というのを立ち上げて、災害対応を行っていくということです。そして、さらに、全面緊急事態以降については、中央では原子力災害対策本部が立ち上がる、そして現地では原子力災害現地対策本部というものが、これも同じく島根県原子力防災センター、ここに立ち上がってきます。いわゆるオフサイトセンターという機能もここで立ち上がっていきます。現地の中に全面緊急事態と書いてありますけれども、そのもろもろの各団体、各機関が災害対策、防護対策を講じていく、これを現地の中で共有、それから齟齬が出ないような調整をするための原子力災害合同対策協議会、これ、現地のところの真ん中の青の網かけのところの全面緊急事態以降です。こういった組織も立ち上がって体制を取っていくということになります。

そして、④でオフサイトセンターと書いてありますが、災対法で定めているオフサイトセンター、これがまさしく先ほどの島根県原子力防災センターで立ち上がって行って、ここで国、それから自治体の情報共有、業務調整を行っていきますということになります。

それから、もう一つ、国、県の関係だけではなくて、県においても災害が起こったときに、これは県の固有業務で、災害対策業務以外のところでも引き続きやっていくべき業務というのはあります。例えば、恩給の支給等止められない業務というのがあります。そう

いったものをいかにして継続していくか。加えて、災害対応を県の職員でどうやって対応していくかということを含めて、⑥で記載しておりますけれども、県庁等の行政機能の移転を含めた業務継続性の確保、ここで平成29年10月に島根県原子力災害業務継続計画、BCPですね、これを策定して、そのBCPに基づいた対応をしていくということで準備等をしていると。具体的に言うと、100ページに避難退域時検査の話を入れているんですけども、こういった要員は全てこのBCPの計画に基づいて、県の職員が決められたタイミングで派遣をされて対応していく、これも実はBCP、業務継続計画の中で定めている。それから、その他でいうと、避難元・避難先自治体の支援というのも、このBCP計画の中で一定程度の要員を出して対応するというを決めております。

そして、ページをめくると112ページで、今度は先ほど来何度も出してしまった、島根県原子力防災センター、これの説明を入れております。建物自体は県有の施設、できたのが平成14年の3月、運用開始が平成14年の4月になります。そして、建物はそうなんですけど、先ほど来、国の現地本部が立ち上がったときは、ここの原子力防災センター、これがオフサイトセンターの機能を果たすということで、ここで活動をしていくということになります。これも実は島根県、かなり独特かなと思うのは、県庁の敷地内にオフサイトセンターがあります。他県ではかなり離れたところで、何km先というところにあるんですけども、島根地域の場合は、オフサイトセンターが県庁すぐ隣にあります。歩いて多分もう2分とかそれぐらいの距離にオフサイトセンターができるということが特徴かなと思っております。このオフサイトセンターの中に、国の現地本部の各種機能班が立ち上がって、これはあくまでも国の要領、マニュアル上の話でありますけれども、その中で、我々県あるいは市の者と連携をしながら災害対応をしていくというふうになります。

ただ、ここでいう、先ほどの合同対策協議会というのが何か主体的になってやっていくという意味ではなくて、それはあくまで調整をするのかなというふうに我々は理解しております。ですので、これは片桐先生お話をさせていただくときによく言われますけれども、国もこうする、国の指示でこう動くということもあるんですけども、県としてどうするんだということも、我々は十分意識しながら活動するという考えであります。また、テーマごとにお話をさせていただくときに、もう少し詳しくそういった話をさせていただければいいかなというふうに思っております。

以上、駆け足で説明をさせていただきました。今現在、防災対策、県の取組はもちろんですけども、今、国と、それから島根県の場合はお隣の鳥取県、それから6市、境港市、

米子市、鳥取県内の市ですけれども、ここを合わせて2県6市というふうに言います。原子力防災対策、国と2県6市と一緒に検討するという場も実は設けておりまして、いわゆる地域協議会です。そのことは77ページに記載をしておりますが、そういった地域協議会の作業部会の中で、今、緊急時対応ということを行く行く地域協議会でまとめていくことになると思っております。ですので、そういった検討を作業部会の中でやっていくということも継続して取り組んでいるということでもあります。ですので、防災対策を進めるに当たっては、そういったところと一緒に考えて、加えて、当然ですけれども、県の主体的な取組というものも考えて実施をしていくという状況であります。

若干、駆け足で早口で説明してしまいましたけれども、概要は以上のとおりになります。○田中GL ありがとうございます。そうすると、4.の鳥根県の原子力防災の概要の説明については以上となります。一方的な説明ばかりで申し訳ありませんけど、もう少しお付き合いいただきたいと思えます。

続きまして、5.の会議の進め方のほうの説明に移っていききたいと思います。資料3を御準備いただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○福島企画員 鳥根県の福島でございます。私からは資料の3に基づきまして、避難対策小会議の進め方について御説明をいたします。

資料3、御覧いただいていると思えますが、まず、1.の出席というところに記載しております、本日御参加の原子力防災分野の顧問の3名の先生。そして、(2)で鳥根県、主にこちら原子力安全対策課のほうに参加することになります。(3)で内閣府原子力防災専門官(鳥根担当)と記載しておりまして、注意書きで2回目以降という記載をしております。これは、先ほど佐藤の説明からもありまして、この話の中で、鳥根地域の担当として、原子力防災センターのほうに内閣府の原子力防災専門官がおります。今後、2回目以降、議論を進めていく中で、国、内閣府の現地担当の立場として、国の役割をどのような対応を行うか、国の役割はどういうことになっているのかというようなことを説明していただく場面もあろうかと思ひまして、次回、2回目以降の参加をお願いしているところでございます。

続きまして、2.のテーマとして、(1)から(4)まで4つ記載しております。(1)で防災計画と避難計画、(2)で段階的避難と屋内退避、(3)で避難行動要支援者の避難対策、(4)で複合災害時の対応と4つの項目を上げております。これも佐藤のほうから先ほど申しましたとおり、県として防災対策、避難対策として、主なポイントとして考えて

いる内容になっております。ぜひとも、このテーマに沿って内容を深掘りしていきまして、議論を進めていきたいと思っております。

実際のこの2回目以降の議論の進め方になるんですけれども、資料3の別紙のほうも併せて御覧いただきながら説明をしたいと思っております。この後ですけれども、顧問の先生方からはいろいろ御意見をいただきたいと思っておりますけれども、先ほど言いました4本のテーマにぶら下がる形で論点のほうを整理していきたいと思っております。先生方からいただいた意見も踏まえながら、県のほうでテーマにどういった内容で論点をぶら下げていくかというところを今後調整して行って、整理をしていきます。

その実際の議論の形なんですけれども、資料3別紙を見ていただいたらイメージがつかめるかなと思うんですけれども、大きくテーマにつきましてそれぞれ議論をしていく項目について、この後先生方からいただきます意見も踏まえて項目の設定をしていこうと思っております。項目に対しての島根県の考えというのを今後の小会議のところで説明をさせていただきまして、それについて次回以降、2回目以降のところでいろいろ御意見をいただくような形でどんどん進めていくように検討しております。いただいた意見は、冒頭、資料1の説明のところで河野も申しましたけれども、資料3の別紙がそのまま意見集というような形になりまして、取りまとめて公表するような形となります。

繰り返しになりますが、今回初回ということで、2回目以降、テーマごとにこれからお話しいただきます先生方からの意見を踏まえまして各項目について整理をして、項目に対して島根県の考えを述べさせていただいた後に、顧問の先生の皆様から県の考えについて御意見いただく形で会を進めていく予定としております。

簡単ではございますが、私から避難対策小会議の進め方の説明については以上となります。

○田中GL そういたしますと、ここから顧問の先生方の御意見を伺ってまいりたいと思っております。先ほど佐藤からも発言ありましたように、狭い意味での避難対策に限らず、原子力防災対策について御発言いただければと思います。

それから、先ほど事務局から御説明させていただきましたように、次回以降の具体的な議論を進めていく上での御意見をいただければ幸いです。名簿順に上から御発言いただければと思います。それと、残りの時間があと30分少々ありますので、10分少々程度でおまとめいただければと思います。

それでは、名簿の一番上の片桐先生のほうからよろしく願いいたします。

○片桐顧問 分かりました。今、県の原子力災害対応の枠組みとか、あと進め方について御説明いただき、中心は、やっぱり説明の中、ウエートも避難対策というところが大きく捉えていたのかなというふうに感じましたけど、最後に言っていただきましたように、防災対策全体としてやっぱりこれは整理していったほうがいいだろうなというところも感じる部分がありますので、それをまず御紹介をさせていただきたいと思います。

テーマ4つの中の1番と4番をまず合わせて、どういうところが課題かなというところで御紹介をさせていただきたいと思いますが、御説明いただいた中でもありましたオフサイトセンターが県庁の隣にあって、災害対応を協調して進めていくということで、その枠組み自体は、今の我が国の原子力災害対応として各地でも同じような枠組みで動いていくというのはそのとおりですが、私は、複合災害のときに県民がどういう状況に置かれているのか、あと県全体でどういう対応、もしくは市も含めてどういう対応をしているのかというところをきちんと全体として考えなくちゃいけないのかなというふうに思っております。もう10年近く前になるわけですけど、福島での対応の状況がどうだったか、私も3月の12日に現地に入って、そのときの状況を少しですけど見ています。そのとき、市町村の方々、やっぱり住民が避難をするということ、それを前に進めるだけでも相当大変な状況にあった。そもそも地震、津波というところでかなり被災をしていましたし、道路の陥没もあり家屋の倒壊もありということが前提で災害対応していくというのは、相当困難であったのは間違いないわけです。そういうことを反省として踏まえて、教訓を活かしながらちゃんと今の枠組みになってきているという理解ではいるんですが、災害対応として、自然災害が進んでいる中で、それに原子力災害が加わって対応もより複雑になっていくという状況をイメージした場合に、自然災害対応で進んでいる今の枠組み、リアルタイムで動いているということを想像していただきたいんですが、それを前提として原子力災害としても考えて、併せて対応していかなくちゃいけない。それが複合災害であるわけですけど、そうなるとやっぱり、住民に近いとこの対応はどこが中心に役割を果たしていくべきなのかということがいつも気になっているところです。

昨年度の島根県の防災訓練も見させていただきました。それ以外にも、5年ほど評価員という立場で、オフサイトセンター等の活動等も見ているわけですけど、オフサイトセンターをつかって機能班を配置することになっているから市も県も要員を出して、そこで機能班は活動していくんだ、合同対策協議会に情報を出していくんだということが今の枠組みにはなっていますが、先ほど申し上げましたように、複合災害で、自然災害対応で大混

乱の中にある、そういう状況をイメージしたときに、実際にじゃあそういう要員が派遣できるのかどうか、なおかつそういうタイミングであればあるほど、そういった状況で断片的しか入ってこない情報はどこに集約されれば一番いいのか、災害対策が前に進むのかというふうに考えたときに、やはり県の災害対策本部が中心にならないと、実際のオペレーションとして住民を避難させるための行動、先ほど説明の中にありましたルートをどうやって確保するのか、車両をどういうふうに手配するのかと、もろもろのことを考え合わせて、そのときに判断をしていかななくちゃいけないということを考えると、やはり県の災害対策本部が中心になって、そこに情報も集約され、そこからタイムリーに情報も伝えていくというのが、やっぱり現実的な姿に近いんじゃないかなと考えています。

そう考えますと、オフサイトセンターに、今、要員を派遣することになっておりますが、その人たちが本当にそこで活動することによって、全体を前に進める情報がどのような形で得られるのかということ併せて考えますと、一番中心的に役割を果たしてほしい、果たすべきだろうという県の災害対策本部の要員を割いてオフサイトセンターに行って、じゃあ何が得られるのかということは、今グレーな状況だと思っています。

何でこういうことを申し上げるかといいますと、機能班の中にある住民安全班という活動は、県の災害対策本部でも対応、対策を練っていかなくちゃいけない、そういう内容とかなり重複する部分があるというふうに考えます。少ない要員を割いて、それぞれの場所で同じような検討をする、それは災害時に直面しているときに実効的かどうかというのを考えればすぐ分かるはずで、そこでやっぱり活動の中心になって全体を進めていくのかということ考えたときには、オフサイトセンターがあるからオフサイトセンターに要員を出すのではなくて、オフサイトセンターに期待すること、例えば緊急時モニタリングのモニタリングセンターもできますから、その役割は果たしてもらわなくちゃいけないでしょうし、住民安全についていえば、実際には住民の方々に避難をしていただくと、そのときにはやっぱり実動機関の方にお世話にならなくてはいけないんですね。そう考えますと、やっぱりその部分の調整、いわゆるオペレーションの調整が必要だろうというところもありますし、原子力災害医療に関していうと、今の仕組みの中では、県庁の中に調整官が配置されて全体を動かしていくという仕組みになっているようですが、医療班ができることになっていきますから、医療班とどういうふうに役割を果たしていくのか。現地じゃなくちゃできない部分についてはやっていくところはあろうかと思っております。

結論から言いますと、要はオフサイトセンターでやらなくちゃいけない役割は何なのか

ということをちゃんと考えて、県の災害対策本部にウエートを置いた全体災害対応の流れをつくっていかないと、どうしても手薄になってしまう部分が出てくるんじゃないかなというのが一番気になるところです。この部分は、原子力災害対策特別措置法でもオフサイトセンターを整備する、そこを中心に活動していくということに今現在はなっていますので、その辺のところとの整理が必要かなというふうに考えますし、国がどのように捉えているかということをお聞きする必要もあろうかなというふうに思います。やっぱり住民に対して何ができるかを考えたときに、どこにタイムリーな情報集約が図れるかっていうことと、あと、そういう情報が集まったことに伴って初めて住民にも情報が発信できると、そんなふうに考えていただければ、その枠組みとして考えることが一番重要かなというふうに思っております。

個々のテーマについて感じるどころだけ少し申し上げますと、先ほど2番目のテーマ、個別のテーマで、段階的避難、屋内退避というのがありました。その中で御説明ありましたが、実際に屋内にとどまってください、それが今の状況からすれば混乱を避ける最大の策なんですよってということをお伝えしても、やっぱり自分は避難をするよというふうなお話があったと思います。こういう考え方を持って整理をしていくことが必要だと思いますし、住民の方にはちゃんと理解をしていただくような平時の取組と、あと自治体の災害対応時の情報の発信というのは両方必要になると思っています。現実には、今、説明の中にもありましたし、私も申し上げましたような、やっぱり個人の判断で避難をされてしまうようなケースっていうものに直面したときにどう対応できるのか、それも頭に描いておかないといけないだろうなというのは感じております。

あと、説明の中には特になかったんですが、実は全面緊急事態までは放射性物質は放出されておりません。ですから、まだ、きちんとお伝えすればそれほど不安にはならない可能性があると考えます。しかし、放射性物質が放出された後についてはどうかというと、そのレベルに応じて避難を段階的に取ってもらうためのOILを決めているわけですけど、実際に放射性物質が僅かにでも放出されると、住民の方は、理解はしてるつもりでいても不安のほうが先行すると思いますので、やっぱりそのようなことも考え合わせていかないといけないのかなと思います。段階的避難、屋内退避を求める、そういうことを皆さんにお伝えしていくってということと併せて、実際には個人で相当色々な不安になる要素が、どうしても原子力災害が持っている部分があるので、それをきちんと理解した上で災害対応というものを進めていかなくちゃいけないのかなと感じます。避難という言葉からすると

感じるどころです。

あと、もう一つ、要支援者の話については、仕組みもかなりしっかりされているというふうに説明をお伺いしました。あえて何か申し上げるということはないんですが、車両をどうしましょう、ルートはどうしましょうと、それはやっぱり一般の方の避難も含めてはそうなんでしょうけど、特に避難行動要支援者の場合はサポートが必ず必要になるので、例えばそこは民生委員の方をお願いするのか、消防団の方をお願いするのかっていうような枠組みがどこまで決められているのか承知しておりませんが、やっぱり実際サポートをして、その方も含めて全体として前に進むということ、ある程度は計画としてつくっておかないと、現実直面したときにはなかなかそこまで整理ができないなというのが実際の姿かなというのを感じます。

以上です。

○田中G L 片桐先生、ありがとうございました。

そうしますと、次、関谷先生、御発言いただければと思います。よろしく願いいたします。

○関谷顧問 聞こえますでしょうか。

○田中G L はい、とてもよく聞こえております。よろしく願いいたします。

○関谷顧問 よろしく願いいたします。私の問題意識をお話しする前に、概要を説明していただいたことについての疑問点等を先に言ったほうがいいですか。それとも、私の問題を先に言ったほうがいいですか。

○田中G L それでは、概要について疑問がおありのようですので、その点について御質問いただければお答えしたいと思います。

○関谷顧問 3点あります。

1点目なんですが、しまねの原子力の91ページの表で、避難行動要支援者とあるのですが、原子力災害対策指針だと、ここは、施設敷地緊急事態要避難者ってなっているところだと思います。何か特段の意味があるのか気になりました。真ん中のPAZの施設敷地緊急事態のところ、避難行動要支援者と書いてあるんですけど、災害対策一般としてはそうなんですが、原子力災害だと施設敷地緊急事態要避難者って言い方を原子力災害対策指針だとしていたと思うんですが、何か特段の意味があるのでしょうか。

○佐藤室長 これは、多分読まれる人が分かりやすいかなということでつくってまして、基本はSE要避難者です。

○関谷顧問 分かりました。それでは結構です。

あとはもう意見ですけれども、バスの人数が書いてありますけれども、先月、内閣府から出ているように、今、コロナのことを考えたガイドライン出ているので、バスの数値というのは結構可変的なのかなと思います。ここら辺、当然御承知のことだとは思いますが、あまり固定的な数を入れていくっていうのはどうなのかなとも思っているところがあるので、少し、ご考慮いただければと思いました。

あと、1点、気になったのは、私は、災害時の情報伝達、災害時の社会心理を研究しているので気になってしまったのですが、先ほど放送協定という言い方をされていたかと思えます。しかし、メディアに対しては災害対策基本法上の指定地方公共機関として、やっぱり放送局は義務として、県のことをきちんと伝えていただかなければならない義務があると思います。「協定」ではお願いっていうことではなく、まずきちんと指定地方公共機関として県民に伝える義務があるということを周知いただくほうが、より重要なのではないかなというふうに思いました。

以上、3点です。2つ目と3つ目は意見です。

○佐藤室長 数字の話、バスの台数とかですね、これ実はあまり細かいところまで決まっていると、かなり固まってしまって柔軟な対応ができなくなるおそれが逆にある。実は野口先生からも同じような御指摘を受けています。これはいわゆる一つの標準だと思っていたらいいかなというふうに思っています。最低でもこういった対応をしていますよというふうに理解していただけたらいいかなと。

それで、もう一つは、コロナの話ですけれども、今、11月2日に内閣府のほうガイドラインを示しています。我々もそういったガイドラインを踏まえて、具体的な対応をどうするかというようなことを考えているところでして、実は、国がガイドラインを出す前の段階で、今年度の原子力防災訓練でもバスの着座位置を空けたりとかした工夫をしながら訓練をしています。そうした訓練の成果等を踏まえて、行く行くある程度考え方をまとめたいと思っております、それがまとまった段階で、またこの顧問会議でも中途でお話をするようなことにもなるのかなと、今のところ思っています。ただ、いつ時点でお話ができるかというのは別にして、そういったことも必要かなとは思っております。

それと、放送協定のお話がありました。これは一つの対応の方法としてそういった訓練をさせていただきました。ただ、一方では、先ほどの指定公共機関等、地域防災計画に定めておりますので、その辺は重々承知をした上で対応していきたいなとは思っております。

○関谷顧問 分かりました。

今日の事前に宿題としていただいた、考えている課題ですけれども、6点あります。詳細は今後の小会議で細かいこと言っていきますので、ざっくりと概要で言わせていただきたいというふうに思います。

1つ目は、原子力災害だと状況把握と情報伝達というところにやっぱり大きな課題があります。それはJCO臨界事故のあたりから明確で、それが、いまだ解決されてないというふうに私は認識しています。モニタリング情報や避難の刻々と変わる状況をどう伝えるかは、やはり結構難しいと思います。普通の自然災害だとリアルタイムで状況変化していく災害の典型例は水害ですが、リアルタイムハザードマップなどを例外として細かい状況変化はそもそも伝えることはありません。けど、地震なども含め、こういう避難のときにリアルタイムで状況が変化していくことを伝えるっていうのは、ほかの災害だとあんまり考えてないことです。ですのおで、非常に応用動作が必要な課題だと認識しています。この情報伝達の問題っていうのをぜひ整理していただきたいと思います。必ずしもホームページで情報発信するだけでいいということはないとはもちろん思いますので、この情報伝達の課題っていうのはまず重要なというふうに思います。

2つ目なんですけれども、段階的避難と呼びかけの問題です。これは東日本大震災後とか、2011の3月の段階でのIAEA等の指針に基づいて行われていることですが、そもそも東日本大震災などでは経験してないことです。これがうまくいくかどうかっていうのも、はっきり言って分からないというふうに私は思っています。だからこそ、呼びかけとか、きちんとこれ理解してもらおうことっていうのが非常に重要だと思っていますので、この理解と呼びかけの課題を整理することについては重要なというふうに思います。

3つ目ですが、それに伴って、燃料の問題です。一人一人のガソリンの問題です。9割が車で避難をする、自家用車で避難をするということですが、福島県内での東日本大震災のときの避難で困ったことは、避難者へのアンケート調査の結果として、一番大きいのはガソリンです。燃料に困ったということが一番多く上げられています。ですので、住民の避難をポイントとして考えれば、燃料の問題は、呼びかけで相当改善される問題ですので、重要なというふうに思います。

4点目ですが、資機材です。これ、あまりこの数字の問題という議論はしないというのは分かりましたが、やはり退域時検査とか様々なところで資機材の問題というのは出てく

るかと思しますので、少しいろいろ、今の島根県の状況がどういう状況なのかと、それでどれぐらいのことが可能なのかっていうことはきちんと確認したいというふうに思っています。

5点目ですが、先ほど要員派遣の話ありましたがけれども、ファーストレスポnderには、消防、警察だけではなくって、バスの運転手さんとかも含めれば、その方々の被ばく線量の問題は出てくるかと思えます。この点は国のほうでもはっきりしてない部分でもあるので、そこは確認したいというふうに思っています。バス運転手の場合は協力の要請ですので、せっかくの機会ですので確認したいなというふうに思っています。

あと、6点目ですが、複合災害時の屋内退避の問題です。ストレートに言うと地震時の屋内退避です。地震のときの屋内退避は、相当疑問に思っているところで、国は複合災害時にも屋内退避をするといっており、その指針で決まっています。けれども、例えば熊本地震でも、国は屋内退避をしろ、野外にいるなど指示はするんですけども、結局、余震が怖くて屋内にいれないんですよ。震度6弱程度の地震っていうのは、普通に考えれば余震が来ますし、今の地震学の知見では、大きな地震があつてその後の余震を考えればいいのか、それを熊本地震のように前震と考えると本震がこれから来るかもしれないと考える、これは判別できません。なので、大きな地震の後に屋内退避をするっていうことが、結構本来難しいことだと思えます。単独災害なら問題ないですが、そこら辺のことは少し考えながら、屋内退避は考えていかないといけないと思しますので、複合災害時の屋内退避の問題っていうのは少し問題意識として持っていますので、確認をさせていただきたいと思えます。以上です。

○田中GL 関谷先生、ありがとうございました。

そうしますと、3人目、最後となりますので、野口先生、御個人の意見と、まとめていただけると。

○野口顧問 まとめる立場ではありませんが、第1回でもあるので、あまり個別の話というより、原子力防災に関して、2つ大きな検討の方向性について、私の考えを述べます。

まず、この原子力防災の議論において、行政の業務の視点で原子力防災を考えているフレームを見直す必要があるということです。原子力防災というのは、行政と事業者と市民の総合力なんです。したがって、もう行政だけが一生懸命綿密な計画を立てて準備してということであまくいくというものではないということはもう明らかなので、この防災の仕組みの中で事業者にどのような活動を受け持ってもらうか、市民の方々にどのような行動

を求めるかということも議論していく必要があります。もちろん、事業者は事故対応は一生懸命考えていらっしゃると思いますが、防災にどの時点でどういう情報が必要かっていうようなことまできちっと勉強しているわけではない場合がありますので、市民を守るために必要な情報等について行政との共有が必須です。また、防災活動は市民の方の動き方によって全く違う様相を示す場合もありますので、やっぱり市民の防災力を上げていくことや、理解をしてもらうことも必要になります。こういう総合防災力の中で計画を組み立てていくという構造にしないと、今のような行政が一生懸命頑張るという方向だけでは、原子力防災のさらなる改善は難しいと思っています。ただ、行政自身は、今までまず自分でやることを一生懸命やるという視点で頑張ってきたので、防災に関して仕組みの枠を広げるとするのは難しいかもしれませんが、本当に県民の安全を担保しようと思うと、その仕組みを島根モデルでつくらないと無理ですっていうのが、1番目の私の意見です。

2番目は、原子力防災のこの計画なり実効性の仕組みをどうやってつくっていくかということに対する県民との合意が必要だということです。分かりやすく言うと、今までの行政としては、自分が準備してきた、できたことをこういう会議で説明をして、我々がそれに対して気づいたことを言うっていう、こういう仕組みの中で計画のブラッシュアップを行ってきましたが、もうこのやり方無理だということです。基本的に防災の仕組みというのは、あらゆることに可能な計画が直ぐに出来るわけではないので、まず事故状況の標準パターンを設定して、その事故の標準パターンに対する対応計画をつくって、その実効性を高めていくという第1フェーズがあります。

第2フェーズは、事故のパターンを増やししながら、対応のあり方を高度化することです。例えば今の原子力事故のパターンでも福島での事故を参考にして物事を考えているわけですが、次に起きる可能性のある事故はかつての事故と全く異なる原因や進展で発生することもあります。現在は、地震発生時の防災を中心に訓練が行なわれることが多いのですが、今の原子力発電所って地震に対しては多くの投資をしているんですね。だから、きっと、次に問題になることが起こるとすると地震以外のことが多いかもしれません。地震時の防災を考える際にも、地震による道路崩壊で交通ルートがうまくないとかいうことが防災のネックになるかもしれません。例えば狭い道だと一人の人が運転を間違っただけで事故を起こしたりガス欠を起こしたりしただけ、ただそれだけでもう道路使えなくなるんですね。色々な情報にしてもスマートフォン活用等が考えられていますが、それこそ地震のときの情報錯綜考えると、その方法が使えない場合も考えないと行けない。だから、標準パター

ンの事故に対して計画を立てて、その実効性を高めるというステップと、それから事故パターンが離れたときにどれだけどういう手順で物事を詰めていくかということ、防災計画の改善マイルストーンを作成して進めていかないといけないと思います。

県としてこういう防災計画を詰めていくのにすごく大事なものは、何ができていて何がまだできてないということを明確にして、一年一年いいものにつくっていくということが重要です。その場合、そのときに市民との合意が必要なものは、行政ができてないということ、これを整理して防災力の改善の実効性を高めようとする、出来てないことがあるということ、これを問題にして非難がされる傾向があります。これをやられると、結局、行政としては、できたところを開示していくというやり方から逃れられないわけで、今までと同じ事の繰り返しになります。防災力を本当に実効性のあるものに改善するためには、この防災力の改善のステップに対して県民の方の御理解、またその状況を県民に伝えるマスコミの方の御理解が必要になります。

本当に県民の安全を守るためには何ができていて、何がまだ準備中なんだということを明確にしながら、一年一年それをいいものにしていくというこの構造を、島根県としてしっかりつくっていくという仕組みづくりが非常に大事だというふうに思っています。そのために、必要な支援は我々顧問として一生懸命やりたいと思います。

現状は、島根県が特にほかの自治体と比べて防災計画が遅れているわけではありません。今後島根の行政としてできてないことをクリアにして潰していくという仕組みを考慮しながら進めていくということであれば、非常に先進的であろうというふうに思っています。

特に今日、説明があったように、島根県の場合は、他県との連携、広島とか岡山の連携というふうに、ほかの県ではやってないことを先進的に進めているわけですから、そういうやっぱり先進性も含めて評価すべきです。ただ、それだけに、今までの県が準備できていることを説明して、我々顧問がそれに対して少し疑問点を出していくというやり方だと、やっぱり落ち度ができる。体系的に物事を進めていくためには、やっぱりできていることとできてないことをきちっと最初に整理をして、しかもマイルストーンで、いつまでに何を詰めていくかという設計図を示しながら、県民と共に防災計画を進めていくことが非常に大事であろうというふうに思っています。当然、その中には、具体的な身体的な影響以外にも、不安に対する問題もあるし、コロナ対応のために、換気とエアコンが一体となって外気を吸い込んで換気をするという仕組みを導入すると、それが原子力防災の屋内退避のときにはマイナスに働くこともあるという個々の問題も検討していく必要があります。

色々なことが、実は必ずしもあるリスクへの対策が別のリスクに良いとは限らないというふうに思います。

最後に、県の体制も少しお考えいただきたいなと思っているのは、これだけ膨大な仕組みの中で県民を守ろうとすると、今みたいに原子力防災という枠組みだけでは改善に限界があります。やっぱり県の持っている自然防災の仕組みと一緒に、島根としての体制で県民を守るために力を合わせていくという仕組みづくりを行う必要があります。今の原子力防災のリソースの中で何とかしようというのは、一生懸命やっているという努力としては評価できますが、県民にとって本当にそれが最高の品質の防災を提供することになるかということは、若干疑問に思っています。そういうことも踏まえて、少しずつ態勢も含めて防災力の向上を進めていくことが必要なのではないかなと思います。

こういう色々な問題が起きている中で、県の労は多としたいと思いますが、ただ、本当に大事な県民を守るためには、今までの仕組みにこだわることなく防災イノベーションを行っていかないと難しいんじゃないかと思います。個別のテーマに関しては、今後もテーマごとの小会議の中で議論は申し上げさせていただきますが、仕組み自体の改革も必要だと思います。以上でございます。

○田中GL 皆さん、御意見ありがとうございました。

そうしますと、いただきました御意見を踏まえまして、我々、論点整理しまして、次回以降の小会議について、県から各回のテーマに沿った詳細な説明をまた行わせていただいた上で、個別の議論を行ってまいりたいと思います。本日はありがとうございます。

そうしますと、時間もなくなってきましたけども、どうしても一言という方がいらっしゃらなければこれにて今日のところの1回目の会議というのは終わりにしたいと思います。

そういたしますと、これで終了ということにさせていただきます、本日いただきました御意見、今日言われた意見の補足ですとか、あるいは今日言われた意見以外の追加の意見、こういったことは随時メールのほうでも我々のほうにお寄せいただければと思いますので、この点もおっしゃっていただければと思います。

そうしますと、会議の最後、閉会に当たりまして、県防災部の森本から御挨拶させていただきます。

○森本次長 本日は、長時間大変ありがとうございました。たくさん重要な示唆をいただきました。先生方からいただいた御意見を踏まえまして、次回以降、また考えていきたいと思っております。

次回以降の日程等につきましては、別途また調整させていただきたいと思います。本日御説明しました4つのテーマを中心に、またお聞きする予定としておりますが、本日いただいた御意見を踏まえまして、次回どういったテーマで進めさせていただくかをまた御相談させていただきながらと思っております。

顧問の先生方におかれましては、引き続き本県の原子力行政への御理解、御協力をいただきますようお願い申し上げます。本日の会議を終わらせていただきたいと思います。本日は大変どうもありがとうございました。

○田中GL では、以上をもちまして第1回避難対策小会議を終了いたしたいと思っております。ありがとうございました。